

# 杵築市障がいのある人もない人も心豊かに暮らせるまちづくり条例の概要

## 前文

- 私たちのまちには、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせるまちづくりに取り組んできたが、依然として障がいを理由とする不当な差別的扱いや親亡き後の生活の悩み等、社会の中で生きづらさや不安を感じている。
- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、真の意味での自立と社会参加の実現が求められている。
- 障がいのある人もない人も、全ての人が力を合わせて助け合い、幸せや喜びを享受できるよう、いつまでも安全に安心して暮らせるあたたかい福祉のまち杵築市の実現を目指して、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### 第1条(目的)

障がいを理解し、障がいのある人への差別をなくすことに関し、市の責務並びに市民及び事業者の責務を明らかにし、障がいのある人もない人も安全に安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与すること。

### 第2条(定義)

障がいのある人、差別、虐待、社会的障壁、合理的配慮、虐待、自立、市民、事業者、地域コミュニティ

### 第3条(基本理念)～差別の解消事項

社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する権利を有すること。  
障がいのある人に対して合理的配慮が行われること。

### 第4条(市の責務)

取組に係る施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

### 第5条(市民及び事業者の責務)

理解を深め、差別及び虐待をなくす取組への協力に努めなければならない。

### 第6条(合理的配慮の評価)

市は、合理的配慮の実施状況を確認し、その評価を行わなければならない。

## 第2章 差別及び虐待の禁止並びに相互理解の促進の取組

### 第7条(差別及び虐待の禁止)

障がいのある人への差別及び虐待の禁止、その家族への差別の禁止

### 第8条(相互理解の促進)

誤解や偏見の解消のため、障がいのある人と相互に理解を深めるため、研修の実施や相互に交流できる機会の提供、教育を行う。

## 第3章 障がいを理由とする差別の解消を図るための取組

### 【合理的配慮の取組】

第9条(生活支援) 自立生活に必要な支援、情報提供、相談体制整備等

第10条(生活環境) 道路、駐車場等の整備、公共交通機関利便性向上等

第11条(防災) 災害時の安全確保のための必要な配慮等

第12条(雇用及び就労) 雇用及び就労環境の整備、就労支援体制の整備等

第13条(保健及び医療) 医療関係機関との連携、緊急対応の体制整備等

第14条(保育及び教育)

障がいのある子どもと他の子どもと一緒に保育及び教育を実施する等

第15条(芸術文化及びスポーツ)

芸術文化及びスポーツ活動の支援体制整備、指導員・支援員の育成

## 第4章 差別等事案を解決するための仕組み

第16条(相談) 障がいのある人やその家族等は、差別等事案を市に相談できる。

第17条(助言又はあっせんの申立て)

障がいのある人やその家族等は、助言又はあっせんの申立てができる。

第18条(調査) 市長は、申立てに係る事実について調査を行うことができる。

第19条(助言又はあっせん)

市長は、障がい者差別等解決委員会に対し諮問し、助言又はあっせんを行う。

第20条(勧告) 助言、あっせんに従わないときは、従うよう勧告することができる。

第21条(障がい者差別等事案解決委員会の設置)

所掌事務、定数、構成員、任期等。その他詳細は施行規則で定める。

## 第5章 雑則

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は別に定める。

【 施行期日 】 平成30年 4月 1日